

作成日：R6 年 4 月 24 日

令和 6 年度第 1 回 高松圏域自立支援協議会 権利擁護部会議事録

日付	令和 6 年 4 月 24 日(水)
時間	13:30~14:30
開催会場	高松市社会福祉協議会 福祉コミュニティセンター高松 西館会議室
参加機関等	障害福祉サービス事業所ええる、コンサフォス、障害者地域生活支援センターほっと、障害者生活支援センターたかまつ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 計5名

議題 1： 今後の部会としての運営について	
議事	<ul style="list-style-type: none"><li>・権利擁護部会の目的についての意見交換 権利条約と、総合支援法を基にした権利擁護について理解を促進する。 権利条約を広めることを目的とした活動(権利条約が基盤としてある。) 各種法律に基づいた研修などを実施することが必要。 高松市の障害者プランとの連続性を考慮して整理しても良いのでは。</li><li>・虐待防止、意思決定支援(基礎・実践)の研修を実施。<u>差別解消法(合理的配慮)</u>についてもまずは勉強する機会があっても良いだろう。</li><li>・協議会に虐待案件が相談される県などもある。</li><li>・虐待防止研修を実施した際に、高松市の虐待防止センターから具体的事案については出すことは難しい等であったが、将来的には行政も部会に加わってもらえるように働きかけるとよいのではないか。個別案件を出せないのは仕方がないが、全体的な取り組みについて行政と一緒に検討する過程が重要。</li><li>・虐待防止センターの職員に参画してもらい、共に作り上げていくことに取り組むことが出来るかを検討する。</li><li>・成年後見に関して安易に取り上げると、勧めているという印象を与えてしまう為、慎重に進めていく必要がある。制度の仕組みも変更していく可能性が高い。意思決定支援研修の中での法律的な部分で弁護士などに説明しても</li></ul>

	<p>らう等でもよいだろう。</p> <p>虐待防止研修は県の研修後に実施する:3月頃 意思決定支援研修:基礎;1月頃、実践;2月頃 合理的配慮についての勉強会;9月頃 ※13:00~15:00の120分程度(仮)</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

次回は、5/21（水）13：30～14：30